

第 7 期（令和 6～11 年度）加古川市障害福祉計画・第 3 期（令和 6～11 年度）
加古川市障害児福祉計画 令和 5 年 8 月（骨子案）

2 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和 4 年度末時点の福祉施設に入所している障がいのある人（以下「施設入所者」という。）のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、令和 11 年度末における地域生活に移行する者等の目標値を設定します。

「国の基本指針」 参考（素案以降は掲載しません）

- (1) 令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6 パーセント以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- (2) 令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末時点の施設入所者数を 5 パーセント以上削減することを基本とする。

(1) 福祉施設から地域生活への移行者数

ア 本市の現状

令和 3 年 4 月から令和 5 年 8 月までに、11 人が地域生活へ移行している。

イ 第 7 期計画における成果目標

令和 4 年度末時点の施設入所者数 212 人（基準値）に対し、令和 11 年度末までに 23 人（10.5%）を地域生活へ移行する。

(2) 施設入所者の削減

ア 本市の現状

令和 4 年度末時点の施設入所者数は 212 人である。

イ 第 7 期計画における成果目標

令和 4 年度末時点の施設入所者数 212 人（基準値）に対し、令和 11 年度末までに 14 人（6.6%）の施設入所者を削減する。

2 地域生活支援の充実

障がいのある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、地域生活支援拠点等（地域生活への移行、親元からの自立等にかかる相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保ならびにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり）の機能を充実する必要があります。

〈国の基本指針〉 参考（素案以降は掲載しません）

- (1) 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- (2) 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

(1) 地域生活支援拠点等の機能の充実

ア 本市の現状

地域生活支援拠点等の整備として、重症心身障害者や医療的ケアが必要な身体障がい者を支援する医療支援型グループホームが開設されている。また、地域生活支援拠点等施設整備事業補助金の活用を促し、ニーズを踏まえたハード面の整備を進めている。地域生活支援拠点の機能の充実のため、1回/年、運用状況の評価を受けている。

イ 第7期計画における成果目標

市と加古川市障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）が連携し、面的に整備した地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。

また、機能の充実にあたっては、地域の中核的な総合相談支援機関の役割を担う基幹相談支援センターが中心となり地域生活を支えるための体制整備のコーディネートを行う。地域生活支援拠点の機能の充実のため、引き続き、1回/年以上、運用状況の評価を受ける。

(2) 強度行動障害を有する者の支援体制の整備

ア 本市の現状

強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズの把握ができていない。

イ 第7期計画における成果目標

強度行動障害を有する者に係る支援では、高い専門性に加え多職種間のネットワークが必要であり、地域の体制づくりを一体的に進めていくことが求められることから、市と基幹相談支援センターが連携してニーズ把握、支援体制の整備の取り組みを進める。

3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和 11 年度中に一般就労へ移行する者等の目標値を定めます。

「国の基本指針」 参考（素案以降は掲載しません）

(1) 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和 8 年度中に一般就労へ移行する者の目標値を、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。

就労移行支援事業については、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。

就労継続支援 A 型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業については概ね 1.28 倍以上を目指すこととする。

(2) 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とすることを基本とする。

(3) 就労定着支援事業の利用者数は、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。

(4) 就労定着率については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※ 1）が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本とする。

※ 1 過去 6 年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 3 年 6 ヶ月以上 78 ヶ月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいう。

(1) 福祉施設からの一般就労移行者数

ア 本市の現状

令和3年4月から令和5年8月までに、79人が福祉施設から一般就労へ移行している。

イ 第7期計画における成果目標

令和4年度末時点の一般就労移行者数34人に対し、令和11年度末までに年間44人(1.28倍)を福祉施設から一般就労へ移行する。内訳として、就労移行支援から24人(1.31倍)、就労継続支援A型から8人(1.29倍)、就労継続支援B型から12人(1.28倍)とする。

(2) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合

ア 本市の現状

令和5年8月末時点で市内に就労移行支援事業所は3箇所ある。

イ 第7期計画における成果目標

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

(3) 就労定着支援事業の利用者数

ア 本市の現状

令和4年度末の就労定着支援事業の利用者は21人となっている。

イ 第7期計画における成果目標

令和4年度末時点の就労定着支援事業利用者数21人に対し、令和11年度末に年間32人(1.50倍)が就労定着支援事業を利用する。

(4) 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

ア 本市の現状

令和5年8月末時点で市内に就労定着支援事業所が2箇所あり、令和4年度末時点の就労定着率が7割以上の事業所はない。

イ 第7期計画における成果目標

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の5割以上とする。

4 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児においては、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図ったうえで、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築し、障害の疑いがある段階から身近な場所で支援できるようにすることが重要です。そのため、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

「国の基本指針」 参考（素案以降は掲載しません）

- (1) 令和 8 年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 ヶ所以上設置することを基本とする。
- (2) 令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- (3) 令和 8 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも 1 ヶ所以上確保することを基本とする。
- (4) 令和 8 年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(1) 児童発達支援センターの設置

ア 本市の現状

令和 2 年 4 月から「加古川市立こども療育センター」が医療型から福祉型に変更となったが、引き続き児童発達支援センターの役割を継続しています。

イ 第 7 期計画における成果目標

児童発達支援センターは設置済みであり、早期の療育支援を進めるため関係機関との連携を図る。

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

ア 本市の現状

令和 5 年 8 月時点では、保育所等訪問支援事業所が 7 箇所となっている。

イ 第 7 期計画における成果目標

令和 11 年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援事業所と関係機関との連携を図る。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の設置

ア 本市の現状

加古川市障害者自立支援協議会内の「こども専門部会」を、協議の場として設置している。

イ 第7期計画における成果目標

令和11年度末までに、医療的ケア児に対する支援（緊急短期入所受け入れ）について協議し、支援体制を構築する。

(4) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の確保

ア 本市の現状

令和5年8月時点では、児童発達支援事業所が2箇所、放課後等デイサービス事業所が7箇所となっている。

イ 第7期計画における成果目標

令和11年度末においても、十分な支給量を供給できる事業所数を確保する。

(5) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

ア 本市の現状

現時点で、コーディネーターの配置はできていない。

イ 第7期計画における成果目標

令和11年度末までに、医療的ケア児等と支援者とを繋ぐコーディネーターの配置に向けて取り組む。

(6) 居宅訪問型児童発達支援事業所の確保 兵庫県独自指標

ア 本市の現状

令和5年8月時点で、居宅訪問型児童発達支援事業所が1箇所となっている。

イ 第7期計画における成果目標

令和11年度末においても、十分な支給量を供給できる事業所数を確保する。

5 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携を行うことができる相談支援体制の構築が不可欠です。そのために、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる充実・強化に向けた目標を定めます。

「国の基本指針」 参考（素案以降は掲載しません）

- (1) 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが別表第1の9^{※2}の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- (2) 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

(1) 基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援実施機関の設置

ア 本市の現状

平成29年9月から、障害福祉に関する総合的・専門的な相談支援の拠点として「加古川市障がい者基幹相談支援センター」を設置している。

イ 第7期計画における成果目標

令和11年度末までに、相談支援体制の充実、課題の抽出、支援関係者へのフィードバック、課題解決のサイクルを充実させる。さらに、協議会において個別事例の検討を通じた地域におけるサービスに関する課題を抽出し、改善等の取組につなげるとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

※2 別表第1の9 相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相

	<p>談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。</p> <p>基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。</p>
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化に伴い、多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築について、目標を定めます。

「国の基本指針」 参考（素案以降は掲載しません）

- (1) 令和8年度末までに、別表第1の10^{※3}の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる事項を実施する体制を構築することを基本とする。

(1) サービスの質の向上を図るための体制確保

ア 本市の現状

令和5年7月時点では、障害福祉サービス等に係る研修へ市職員が参加して得た知識を基に、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるために事業者への説明会を実施するとともに、県市合同の実地指導や指導監査の適正な実施に努めている。

イ 第7期計画における成果目標

令和11年度末まで、障害福祉サービス等に係る研修へ市職員が積極的に参加する。さらに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行うとともに、事業者のニーズに沿った事業者への説明会を実施する。

※3 別表第1の10 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
計画的な人材養成の推進	都道府県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みについて定める。 都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。

3 活動指標（サービス等の見込量）とその確保のための方策

- 1 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）
- 2 日中活動系（短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護）
- 3 居宅支援・施設系（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）
- 4 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）
- 5 障害児通所支援等
- 6 その他の活動指標

※ 1～6のそれぞれについて、以下の項目を明記

<サービスの内容>

<第6期計画の実績（見込・実績）、第7期計画の見込量 ※表を挿入>

<サービス見込量確保のための方策>

4 地域生活支援事業の活動指標（見込量）とその確保のための方策

<各事業の内容>

<第6期計画の実績（見込・実績）、第7期計画の見込量 ※表を挿入>

<見込量確保のための方策>